

子家発 0720 第3号
平成30年7月20日

各 (都 道 府 県)
指 定 都 市
中 核 市) 児童福祉・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について(依頼)

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって、子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととしました。

これを受け、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示すため取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、下記のとおり調査を実施することとしました。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等やその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、各市町村が児童の安全確認を行うに当たっては、要保護児童対策地域協議会の場の活用、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、これまで「居住実態が把握できない児童への対応について」(平成27年3月16日付け総務省、文部科学省、及び厚生労働省連名通知)に基づき実施してきた取組を参考に、早急な児童の安全確認、状況把握に努めていただくようお願いします。

都道府県におかれましては、管内の市町村(指定都市及び中核市を除く。)に本通知を周知いただくとともに、市町村の調査票の取りまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、総務省自治行政局、法務省入国管理局、文部科学省初等中等教育局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づき依頼するものです。

記

1 趣旨・目的

本調査は、当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等

で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当。以下「把握対象児童」という。）の情報を市町村において緊急的に把握し、子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家庭以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童
- ② 未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関による安全確認ができない児童
- ③ 市町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務（※1）の過程で把握した児童で通園・通学していないもの（※2）のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関による安全確認ができない児童

※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼稚園就園奨励費補助申請、学校において行う事務を含む。

※2 ・就学義務の免除又は猶予を受けている児童

- ・1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊に記載（記録）されている児童
- ・病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等

- ④ 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関による安全確認ができない児童（①から③までに該当する児童を除く。）

2 緊急把握の実施

以下により、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握を実施してください。

(1) 把握対象児童の洗い出し

平成30年6月1日時点において当該市町村に住居登録をしている把握対象児童について、当該市町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、同年9月30日までに把握対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

(2) 把握対象児童の安全確認の実施

上記(1)において把握対象児童とされた児童について、速やかに目視等以下のア又はイいずれかの方法により安全確認を行う。ア又はイによる確認が困難な場合には、ウにより慎重に判断を行うこととし、判断に資する十分な情報が得られない場

合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続して行う。

なお、把握対象児童の安全確認については、9月30日までの洗い出し期間の完了を待つことなく、把握対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに安全確認を行う。

安全確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行う。当該児童について、虐待の防止や健全育成の観点等から支援が必要な場合は、関係部門で連携して引き続き支援を行っていくとともに、当該児童の保護者に対しては、当該児童の居住実態が把握できない状況となることのないよう転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 東京入国管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録が無いことの確認を含む。）

イ 住所地市町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視により確認

ウ ア及びイのほか、住所地市町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市町村が判断したことによる所在等の確認

※ 例：海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

他の市町村の医療機関を受診していることが判明し、その状況が確認できた場合
配偶者からの暴力等により避難しており、祖父母等を通せば確実に児童の状況が確認できる場合

複数の関係機関及び関係者から児童の所在等に関して同一内容の情報が得られた場合

児童が自室に引きこもっているが、市町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

3 安全確認の状況の報告

上記2により緊急把握を行った把握対象児童数、各児童の安全確認の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

【調査票1】

以下の調査項目について、把握対象児童1人1人の個別の状況を回答すること。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市町村名、年齢、学年、性別、把握対象児童として判断した主な理由

○ 平成30年6月1日から11月30日までの間に安全確認できた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市町村名、安全確認ができた方法、安全確認ができた年月日、安全確認ができた後に行った支援内容 等

- 平成 30 年 11 月 30 日時点で安全確認ができていない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る状況、警察との情報共有・連携に係る状況、東京入国管理局への出入(帰)国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無、所在等を確認する上で生じている個々の問題点 等

【調査票 2】

市町村ごとに、以下の①から②に掲げる把握対象児童数を回答してください。

- ① 把握対象児童の数
- ② 把握対象児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ③ 平成 30 年 6 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(平成 29 年度調査結果)に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ④ 上記③のうち、平成 28 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑤ 上記③のうち、平成 27 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数
- ⑥ 上記③のうち、平成 26 年度調査から居住実態が把握できない児童に該当する児童の数及び当該児童のうち、平成 30 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの間に安全確認ができた児童の数

※ 市町村内に対象児童が存在しない場合も、調査票 2 を入力の上、提出をお願いします(都道府県名、市町村名を入力し、把握対象児童数を「0」とする。)。

4 提出期限等

- (1) 厚生労働省への回答期限(期限厳守)

平成 30 年 12 月 5 日(水)

※ 平成 30 年 11 月 30 日時点でなお安全確認ができていない児童がいる場合は、引き続き安全確認状況等の調査を行うことを予定しています。

- (2) 提出方法

- 平成 30 年 6 月 1 日時点における把握対象児童について、当該児童に関する情報及び安全確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。
- 提出期限前に全ての把握対象児童について安全確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上速やかに提出してください。

- 都道府県においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を
取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。
- 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
- 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス
宛てに直接送付をお願いします。
- 送付の際のメールの件名は「【〇〇県（市）】調査票」としてください。
(提出先メールアドレス) jidounetwork@mhlw.go.jp

5 調査結果の公表

調査結果については、取りまとめ次第速やかに公表する予定です。

<p>【厚生労働省担当者】 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策防止対策推進室 自治体支援係 岩崎、山口（内線 4898） TEL 03-5253-1111（代表） 03-3595-2166（直通）</p>
